# 平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 議事録

日時 平成25年6月27日(木)午前10時00分~午前11時58分

場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

#### 出席委員

小島委員(会長) 片谷委員(第一部会長) 田中正委員(第二部会長) 木村委員 小堀委員 坂本委員 谷川委員 寺島委員 中杉委員 羽染委員 町田委員

#### 議事内容

# 1 答申

(1)「(仮称)有楽町一丁目計画建設事業」環境影響評価書案

評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること及び大気汚染、騒音・振動、風環境、景観の項目に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2)「株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業」環境影響評価書案

評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること及び騒音・振動、水質汚濁、水循環、地形地質、生物・生態系、廃棄物、温室効果ガスの項目に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(3)「光が丘清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書

調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染、騒音・振動、 悪臭、土壌汚染の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべき ことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

#### 2 受理関係

別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

# 受 理 報 告

区分	対 象 事 業 名 称	受理年月日
1 環境影響評価書	・渋谷駅街区開発事業	平成 25 年 5 月 31 日
	<ul><li>・一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う 京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁架 替工事</li></ul>	平成 25 年 5 月 31 日
	・白金一丁目東部北地区第一種市街地再 開発事業	平成 25 年 6 月 7 日
2 事後調査報告書	・日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場建設事業(工事の施行中その9) ・一般国道第16号横浜町田立体建設事業 (工事の施行中その8) ・(仮称)西友府中店建築事業(工事の施行中) ・西東京都市計画道路3・2・6号調布保谷線(西東京市東伏見~北町間)建設事業(工事の施行中その10) ・三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線武蔵野都市計画道路3・3・6号調布保谷線(三鷹市野崎~武蔵野市関前間)建設事業(工事の施行中その7)	

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会

速 記 録

平成25年6月27日(木) 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

# (午前10時00分開会)

小川環境都市づくり課長 おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

まだ定足数11名に、小堀先生が車の渋滞に巻き込まれておくれていらっしゃるということで、審議会審議の都合上、まず、傍聴の方のお取り扱いと会議の開催そのもののタイミングをどうするかという御提案ですけれども、この時点で一度、傍聴の方も入っていただいた上で、審議会資料としての資料の説明だけを、特に受理報告を先にやらせていただきまして、資料の説明が終わった時点で、定足数がそろったところで審議会の開催という形でお取り計らいをいただければと思います。その際は、通常は傍聴の方をどうするかという話がもう一回出てきますけれども、傍聴の方は一度中に入っていただいている状況なので、そのまま傍聴を公開という形で、会長のいつもの要綱に従った仕切りをしていただいて、そのまま総会のほうに入っていただければと思います。よろしくお願いします。ちょっと変則的な進行になってしまいまして申しわけございませんけれども、よろしくお願いいたします。

そうしたら、傍聴の方を。

# (傍聴人入場)

小川環境都市づくり課長 あらかじめ傍聴の方に事務局より御案内申し上げます。

本日、審議会ですけれども、21名の委員のうち、現在、委員出席10名で、まだ定足に達しておりません。今、こちらに最後、もう1名御出席の委員がこちらに向かわれているということで、委員がそろい次第、審議会のほうは開催という形で進めさせていただきたいと思っております。それまでの間、これまで東京都のほうに提出されました受理報告の案件について資料の説明を先行してやらせていただきまして、先生到着次第、審議会の開催という形で会のほうは進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、会長、よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 そういうことで、傍聴の方は傍聴希望案件が終了次第、退出されても結構ですので、よろしくお願いします。

ただいま事務局のほうから説明がありましたように、議事次第の順序をちょっと変えまして、最初にまず、受理報告を受けたいと思います。

では、事務局のほうでよろしくお願いします。

小川環境都市づくり課長 それでは、本日の審議会資料の資料4になります。ページで言いますと、13ページになります。

今回御報告いたしますのは、環境影響評価書、渋谷駅街区開発事業ほか2件。2番目といたしまして、事後調査報告書、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場建設事業(工事の施行中その9) ほか4件。まず、資料の説明を先行して事務局よりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の14ページをご覧いただきたいと思います。

「渋谷駅街区開発事業」の環境影響評価書案に対しまして、知事意見を事業者に渡しまして、それを踏まえた形でつくられた評価書が出てきたということで、それの関連でございます。

知事意見の項目が、大気汚染、騒音・振動、風、景観ということで、そこに4項目ございます。

まず、大気汚染ですけれども、1つ目として、建設機械の稼働に伴うNO<sub>2</sub>の予測について、 予測に反映しなかった環境保全のための措置を徹底するなどして、大気質への影響の一層の 低減に努めることというものでございますが、これに対して評価書では、施工会社に対して 環境保全のための措置の内容について、工事関係者への周知・徹底を指示するということで、 環境影響を低減させると言うものでございます。

2つ目といたしまして、大気質の予測において、建設機械の稼働率や排出係数は、十分に安全側を見た予測条件を設定しているけれども、予測に反映しなかった環境保全のための措置などを踏まえて、どの程度、低減効果が見込まれるか示すことというものでございます。

これは資料編の93、94ページにございますが、標準的な作業工程及び既存資料を踏まえた 建設機械の稼働率から、低減の効果について記載いたしましたということで、お手元にござ います緑色の渋谷駅街区開発事業の資料編の93、94ページを見ていただきますと、そこに新 たに評価書案になかったページが追加されておりまして、建設機械の稼働に伴う大気汚染物 質の低減効果の検討ということで、前提条件として第2次排出ガス対策型建設機械の100%稼 働ということで予測をいたしておりましたが、機械稼働の集中の回避、工事工程の平準化、 第3次排出ガス対策型建機の採用などによりまして、低減効果が見込めるということでござい ます。

もう一つ、作業工程からみた低減効果ということで、そこにあるとおり、作業を行わない時間なども加味しまして、約80%の稼働率ということで、約20%ほど低減効果が見込めるというものでございます。

次の94ページには、既存資料からみた低減効果ということで「平成22年度建設機械等損料表」から見て、平均的な稼働率は約75%ということでございますので、前ページと94ページの両方をあわせて、約80%の稼働率の達成が可能だと。そこまで低減することが可能だということがそこに追加して掲載をいたしております。

続きまして、騒音・振動でございます。

道路交通騒音が環境基準を超えている地点が多いということで、工事用車両の走行に当たっては、環境保全のための措置の徹底を図るとともに、他の再開発事業の事業者とも調整を図って、一層の低減に努めるというものでございますが、周辺街区の開発事業者と密接に連携を図るとともに、関係機関と十分に協議・調整をしながら、周辺環境への配慮をすることが記載されております。

風環境につきましては、歩行者空間の風環境のさらなる改善を目指すとしていることから、これを確実に行うこと。また、事後調査において、防風対策の効果を確認することというものでございますが、事後調査において防風対策の効果を確認するとともに、専門家の意見を参考にしながら、さらなる対策を講じるというものでございます。

本件は渋谷の駅前の事業でございまして、防風植栽を行うスペースがないということで、 建物の形状とか建てる位置、関連事業との相乗効果とか連携によりまして効果を発揮するこ とになってございます。以前も評価書案のときにお示ししましたけれども、大きな屋根の形 状を変えるとかということで、防風対策の効果があるというものでございます。

事後調査において防風対策の効果を確認するというものでございますが、東棟完成時に、これは第1期工事ですが、31年度に1年間、西と中央棟完成時、これは39年度ですが、その1年間の合計2年間、風向きや風速を測定して、調査を行い、必要な対策をすることになってございます。

景観でございますが、圧迫感や光の反射等による影響の低減方策についても、分かりやすく記述すべしというものでございますが、これについては壁面の緑化、周辺の施設の一体的な変化のある外観の形成及び外壁に反射率を抑える素材を活用することによって、圧迫感及び光の反射等による影響を低減するものでございます。

佐藤アセスメント担当課長 続きまして、「一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁架替工事」についての意見書と評価書について御説明いたします。 本日の資料の16ページをご覧ください。

小川環境都市づくり課長 今、小堀先生が御到着になられましたので、資料の説明を中断

いたしまして、会の開催をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

現在、定員21名のうち11名の御出席をいただきまして、定足数を満たしております。本日、 傍聴の申し出もございますので、よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 それでは、ただいま事務局の御提案のとおり、最初の順序に戻らせていただきまして、中断した分の報告を後にさせてもらうということにいたします。

それでは、本日は、まず、答申3件に係る審議を最初に行いたいと思います。その後に、た だいまの受理報告の続きの報告を受けたいと思います。

それでは、早速ですが、「(仮称)有楽町一丁目計画建設事業」環境影響評価書案の答申 に係る審議をまず行います。

この事案につきましては第一部会で審議していただいておりますので、その結果につきま して、片谷第一部会長から報告をよろしくお願いいたします。

片谷第一部会長 それでは、本日の資料の最初でございますけれども、資料1をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申の案文でございますが、これをまず、事務局から朗 読をお願いいたします。

佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の1ページ、資料1をご覧ください。 それでは、読み上げさせていただきます。

平成25年6月27日

# 東京都環境影響評価審議会

会長小島圭二殿

# 東京都環境影響評価審議会

第一部会長 片谷 教孝

「(仮称)有楽町一丁目計画建設事業」環境影響評価書案について このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。 別紙、2ページになります。

「(仮称)有楽町一丁目計画建設事業」に係る環境影響評価書案について

## 第1 審議経過

本審議会では、平成24年12月21日に「(仮称)有楽町一丁目計画建設事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は4ページになります。

#### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとと もに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

#### 【大気汚染】

- 1 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、最大着地濃度出現地点では、寄与率が最大46.3%である上に環境基準も超えている。よって、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の一層の低減に努めること。
- 2 熱源施設の稼働に伴う大気汚染について、熱源施設の利用条件における窒素酸化物排出量が他の類似事例と比較して多いことから、必要に応じて予測の見直しを行うこと。

# 【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は規制基準値を下回るとしているが、最大と予測される計画地南側敷地境界には劇場が隣接していることから、建設機械の配置を詳細に検討するなど、より一層の環境保全のための措置を検討すること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、現状においても環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音の低減に努めること。

また、搬出車両の走行ルート上に学校があることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、本事業による騒音・振動の影響を低減するよう努めること。

# 【風環境】

1 数値流体解析の予測結果では、防風植栽により風環境が改善されるとしているが、計画建築物の周辺に歩道などがあることから、更なる防風対策を検討すること。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

2 風環境の予測において、数値流体解析の手法を用いているが、計算条件等の記述が不足 していることから、これを明記すること。

また、解析に使用した手法の信頼性について、その検証に係る記述がないことから、日本

建築学会のガイドライン等を参考にして記述すること。

# 【景観】

計画建築物の高層部をセットバックさせ、圧迫感の軽減を図るとしていることから、沿道線化を含めて図示するなどして、その効果について分かりやすく具体的に説明すること。

4ページが付表、審議経過でございます。

以上です。

片谷第一部会長 ありがとうございました。

では、私から審議の経過についての御報告をさせていただきます。

今の4ページに審議経過の付表がございます。

「(仮称)有楽町一丁目計画建設事業」に係る環境影響評価書案は、この表のとおりでございますが、平成24年12月21日に本審議会に諮問されまして、第一部会に付託されました。

それ以降、現地視察が1回、部会における審議が2回行われまして、今、事務局から朗読していただいたような答申案文として取りまとめることにいたしました。

この間に本評価書案に対しまして、都民からは意見書の提出はございませんでした。

また、関係区長としては千代田区長と中央区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書において事業者の見解が示されております。

都民の意見を聴く会でございますけれども、都民から意見の提出がございませんでしたので、開催されませんでした。

この件の審議につきましては、これらの内容を踏まえて審議いたしました結果、本日の資料の2ページに記載がございますように、調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められましたが、環境影響評価書の作成に当たりましては、さらに関係住民等が理解しやすいものとなるように努めるとともに、以下に指摘されている事項について留意するように求めるということにいたしました。

次に、個々の指摘の内容について御説明いたします。

この事業は、千代田区有楽町一丁目に位置いたします約1.1haの敷地に、業務、商業、駐車場などを主たる用途とするような建築物を新築するものでありまして、対象事業の種類としては「高層建築物の新築」ということになります。

まず、【大気汚染】に関する意見でございますけれども、建設機械の稼働による二酸化窒素の予測値が大幅に環境基準を超えているということから、環境保全措置の徹底を求めるものなど、2点でございます。

【騒音・振動】でございますが、計画地の南側に敷地が隣接しているところに劇場がございます。そういう関係で、より一層の環境保全措置を求めるものなど、2件でございます。

【風環境】でございますけれども、計画建築物の周辺には歩道等がございまして、人の通行が多いということで、さらなる防風対策の検討を求めるものなど、2件でございます。

最後に【景観】でございますけれども、計画建築物の高層部を少しセットバックさせまして、圧迫感の軽減を図るということにしておりますので、この具体的な効果について図示するなどの方法で説明することを求めるものでございます。

以上が指摘事項の内容でございまして、私からの報告は終わらせていただきます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして何か御意見がありましたらどうぞ。

中杉委員 影響評価項目に選ばれていないので、この資料を直すということではないのですけれども、ここもやはり深いところまで掘り込みますので、建設発生土の処分は適切にやっていただく必要があります。いわゆる自然由来の汚染、土壌汚染の問題がありますので、そこは事業者のほうに伝えてください。

小島審議会会長 事務局、よろしゅうございますか。

佐藤アセスメント担当課長 分かりました。

小島審議会会長では、そういうことでお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

木村委員 大気汚染の2番目の項目ですけれども、熱源施設の稼働に伴う大気汚染について 排出量が大分違うのではないかということですが、恐らく寄与そのものはそんなに大きくな いと思うのですが、これは類似事例と比較して相当、桁が違うくらい違ったのでしょうか。

片谷第一部会長 今、具体的な数字がすぐに出てきませんが、桁が違うほどではなかったと記憶しております。ただ、過去の例に比較して、数値として大きいので、どちらかといいますと、念のため、確認のために指摘しているという事項で、今、木村委員がおっしゃったように、寄与率としてそんなに大きいというようには見ておりませんけれども、やはり出ている数字が大きいということは、事情を確認しておく必要があるという意味で指摘に入れているということです。

小島審議会会長 ありがとうございます。

事務局から補足はありますか。

佐藤アセスメント担当課長 今の部分ですが、有楽町の評価書、レモン色の評価書になりますが、こちらの77ページをご覧いただきたいと思います。

こちらに熱源施設の利用条件、表7.1-28がございます。こちらの温水ボイラのところですが、排出ガス等のところで、窒素酸化物濃度が79ppmと記載されておりますが、実際これは基準が60ppmということで、基準オーバーの機械を使っている。今、業者のほうに確認しているのですが、詳細設計に入りまして、ここのボイラについては60ppmを下回る機械に変えているということで、ここの部分はちょっと超えているということでございます。

木村委員 基準を超えていたわけですね。

小島審議会会長 ありがとうございました。

ということで、評価書案、今の審議の内容の大気汚染と必要に応じて予測の見直しを行う ということをきちんとやっていけよということでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

ほかにございますか。

特に第一部会の方々、専門の立場から何か補足説明等がございましたらどうぞ。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特に御発言がないようでございますので、ただいまの報告書をもちまして、本 審議会の答申といたしたいと思います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、そうさせていただきまして、事務局から答申書のかがみをお配りください。

(「かがみ」を配付)

小島審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

よろしくお願いします。

佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

25東環審第11号

平成25年6月27日

東京都知事

猪瀬直樹殿

東京都環境影響評価審議会

# 会 長 小島 圭二

「(仮称)有楽町一丁目計画建設事業」環境影響評価書案について(答申)

平成24年12月21日付24環都環第467号(諮問第402号)で諮問があったこのことについて、 当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することにいたします。 ありがとうございました。

次の件に移りたいと思います。

「株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業」環境影響評価書案の答申に係る審議。

この事業につきましては第二部会で審議いただきました。第二部会長の田中部会長からよ ろしくお願いします。

田中(正)第二部会長 それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の5ページ、資料2を読み上げさせていただきます。

平成25年6月27日

# 東京都環境影響評価審議会

会長小島圭二殿

# 東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業」環境影響評価書案についてこのことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。別紙、6ページをご覧ください。

「株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業」に係る環境影響評価書案について 第1 審議経過

本審議会では、平成24年6月29日に「株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業」環境影響 評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、 都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。 その審議経過は付表のとおりである。

付表は8ページにありますとおりです。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとと もに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

### 【騒音・振動】

今回の拡張事業により、発破位置が民家に近くなることで、掘削に伴い発生する発破振動 レベルが指標値と同値になると予測されていることから、環境保全のための措置を徹底し、 振動レベルの低減に努めること。

また、騒音レベルについても、併せて低減できるように配慮すること。

## 【水質汚濁、水循環共通】

事業着手20年後の河川流量について、現状との変化は少ないとしているが、施行中における成木川下流域への流量・水質に与える影響を考慮して、定期的にモニタリングを行うなど、その対策について分かりやすく記述すること。

# 【地形・地質】

植栽による回復緑地や安全な傾斜角の確保に加えて、落石防止ネットやしがら柵の設置等により、周辺への影響はほとんど生じないとしているが、地滑り、崩落、落石防止等の観点から、その防止対策について具体的に図示するなどして分かりやすく記述すること。

#### 【生物・生態系】

- 1 事業区域及びその周辺で確認された注目される動植物には、絶滅危惧種も含まれていることから、今後、事業を進めるに当たっては、モニタリング調査を行うなど特段の注意を払うとともに、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じてさらなる動植物への保全措置を講じること。
- 2 残留緑地について、広葉樹を中心とする混交林に置換すべく、林相転換を進めるとしていることから、その管理の方法と工程を説明すること。

# 【廃棄物】

事業実施に伴う伐採樹木や廃土・廃石等について、発生量を予測し、これを可能な限り有効利用するとしているが、発生抑制、再利用、再資源化の量や方法についても明らかにする

こと。

# 【温室効果ガス】

- 1 事業実施に伴う温室効果ガスの排出量について、着手20年後も現況と同程度と予測し、一方で都の温室効果ガス削減義務により削減を行うとしていることから、予測と削減義務量との関係を明らかにし、必要に応じて予測の見直しを行うこと。
- 2 当該事業所の実績から算出した温室効果ガス排出量が、全国の砕石業の実績から算出した排出量より大きいことから、この原因を明らかにするとともに、一層の排出量の低減に努めること。

8ページが付表、審議経過です。

以上です。

田中(正)第二部会長 ありがとうございました。

それでは、私から審議の経過について御報告いたします。

「株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業」に係る環境影響評価書案は、本日の資料の8ページの審議経過にございますように、平成24年6月29日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会におけます3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から2件の意見書の提出がありました。

また、関係市長である青梅市長及び近隣県市長である飯能市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民から公述の申し出がなかったため、開催 されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものになるように努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、青梅市成木六丁目に位置する約51haの区域で、採石事業を実施するもので、対

象事業の種類は「土石の採取」となっております。

まず、【騒音・振動】に対する意見ですが、発破位置が民家に近くなることで、発破振動 レベルが指標値と同値になると予測されていることから、環境保全措置の徹底を求めるもの などでございます。

次に、【水質汚濁、水循環共通】についてです。

事業着手20年後の河川流量について、現状との変化は少ないとしておりますけれども、流量・水質に与える影響を考慮しまして、定期的にモニタリングを行うなど、その対策について記述することを求めるものでございます。

続きまして、【地形・地質】です。

周辺への影響はほとんど生じないとしていますが、地滑り、崩落、落石防止等の観点から、 その防止対策について記述することを求めるものでございます。

続きまして、【生物・生態系】です。

事業区域及びその周辺で確認された注目される動植物には、絶滅危惧種も含まれていることから、モニタリング調査を行うなど特段の注意を払うとともに、必要に応じてさらなる動植物への保全措置を講じることを求めるものなど、2件でございます。

続いて、【廃棄物】です。

伐採樹木や廃土石等につきまして、発生量を予測し、有効利用するとしていますが、発生 抑制、再利用、再資源化の量や方法についても明らかにすることを求めるものでございます。

最後ですけれども、【温室効果ガス】についてです。

温室効果ガスの排出量について、着手20年後も現況と同程度と予測し、一方で都の温室効果ガス削減義務により削減を行うとしていることから、予測と削減義務量との関係を明らかにし、必要に応じて予測の見直しを行うことを求めるものなど、2件でございます。

以上で私からの報告を終わります。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして御意見等がありましたらどうぞ。

第二部会で審議いただきましたが、第二部会の委員の方々、何か補足がございましたら御 発言ください。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見が特にないようでございますので、ただいまの報告をもちまして、 本審議会の答申といたしたいと思います。 いかがでございますか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、事務局で答申書のかがみの配付をよろしくお願いします。

(「かがみ」を配付)

小島審議会会長 それでは、答申書につきまして朗読をよろしくお願いします。

佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

25東環審第12号

平成25年6月27日

#### 東京都知事

猪瀬直樹殿

# 東京都環境影響評価審議会

会 長 小島 圭二

「株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業」環境影響評価書案について(答申)

平成24年6月29日付24環都環第139号(諮問第395号)で諮問があったこのことについて、当 審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては先ほど読み上げさせていただいたとおりです。

以上です。

小島審議会会長 ありがとうございました。

それでは、そのように知事に答申することといたします。

どうもありがとうございました。

次の議案に移りたいと思います。

「光が丘清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は、片谷第一部会長から報告を受けたいと思います。

よろしくお願いします。

片谷第一部会長では、本日の資料の9ページ、資料3をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文につきまして事務局から朗読をお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、朗読いたします。

今、部会長からございましたとおり、9ページ、資料3をご覧いただきたいと思います。

平成25年6月27日

#### 東京都環境影響評価審議会

会長小島圭二殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 片谷 教孝

「光が丘清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書について このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。 1枚おめくりいただきまして、10ページに別紙がございます。

「光が丘清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

#### 第1 審議経過

本審議会では、平成25年4月23日に「光が丘清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、 周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は12ページにございます。

# 第2 審議結果

# 【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、住宅、学校及び病院があり、工事の施行中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後における清掃車両の走行による大気汚染、騒音・振動の影響が懸念される。こうしたことを十分考慮した上で、施工方法、使用する機械の種類や台数、工事用車両の走行ルート及び環境保全のための措置等を検討し、評価書案において詳細に記載すること。

## 【大気汚染】

- 1 大気質の予測地域については、予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内としているが、現況調査における環境大気質の調査地点を包含するよう予測地域を設定すること。
- 2 大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施するとしていることから、そのデータの活用方法について記載すること。

#### 【悪臭】

悪臭の予測に当たっては、類似事例を参照する方法によるとしていることから、本事業との類似性についてその根拠を明らかにした上で予測・評価すること。

#### 【騒音・振動】

供用後の施設稼働に伴い発生する低周波音について、既存工場の調査結果から影響はみられないとしているが、計画施設の主要な設備機器や配置等を詳細に比較した上で類似性を明らかにし、必要に応じて予測・評価すること。

## 【土壌汚染】

現地調査における調査範囲・地点の選定に当たっては、既存建物の解体前に行う土壌調査だけでなく、解体後における土壌調査についても、法令に基づき適切に単位区画を設定して選定すること。

#### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

12ページには付表がございます。

以上でございます。

片谷第一部会長 ありがとうございました。

では、審議の経過について御報告をいたします。

今の12ページの付表でございますけれども、本調査計画書につきましては、平成25年4月23 日に当審議会に諮問されまして、第一部会に付託されました。

以後、部会における審議を経て、本日、答申案文を御報告するものでございます。

この事業につきましては、東京都練馬区光が丘に位置いたします約2.3haの敷地に、現在、清掃工場がございまして、これは昭和58年に竣工しておりますが、これを建て替える事業でございます。対象事業の種類は「廃棄物処理施設の設置」ということになります。建て替えてございますけれども、規模は現行の施設とほぼ同じ規模の施設を建てるという計画になっております。

次に、答申案の内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず、本日の資料の10ページでございますけれども、審議結果の最初が大気汚染と騒音・

振動に共通する事項でございまして、計画地周辺、これは住宅団地の中のような位置にございますので、住宅とか学校がございます。それに配慮するために環境保全の措置を十分検討して、評価書案において詳細な記載を求めるという趣旨でございます。

続きまして、【大気汚染】でございますけれども、大気質の予測対象地域が現況調査における環境大気質の調査地点を含まないようなエリアに設定されておりましたので、それを含むように設定することを求める点など、2件でございます。

次に、【悪臭】でございますけれども、悪臭は類似事例を参照する方法を採用することになっておりますが、その場合に参考とした過去の類似事例と本事業との類似性を明確にした上で予測・評価をするということを求めるものでございます。

次に、【騒音・振動】でございますけれども、既存の工場がございますので、その稼働実績から低周波音の影響は見られないと述べられておりますけれども、計画施設の主要な諸元が確定いたしました時点で詳細に比較して、類似性を見た上で、必要に応じて予測・評価をすることを求めるという趣旨でございます。

最後が【土壌汚染】でございますけれども、既存の施設がございまして、それを解体するわけでございますが、その解体後における土壌の調査地点は、法令に基づいて単位区画を設定して選定するということを求める内容でございます。

次に、この本調査計画書に対しまして、都民から1件の意見書の提出がございました。

周知地域区長に当たります練馬区長、板橋区長、近隣県市長でございます和光市長からも 意見が提出されております。

この審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに挙 げましたような指摘された事項に留意して評価書案を作成するように求めることとしたとい う内容でございます。

以上で私からの報告は終わらせていただきます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして何か御意見がございましたらどうぞ。

中杉委員 土壌汚染の部分ですが、計画書の137ページのところに評価方法ということで、評価指標が書かれています。土壌の汚染の状況について、土壌汚染に係る環境基準についてを評価の指標をするとしているのですが、これは土壌の汚染に係る環境基準というのは、土壌溶出で地下水を汚染することによるリスクを評価するものしかありません。土壌汚染対策法では、表層土壌の含有量についても問題としている。ここの清掃工場の汚染であれば、表

層土壌の含有量基準もちゃんと評価をする必要があるだろうということがありますので、それは当然やるだろうと思いますけれども、矛盾をしている。

もう一つは土壌汚染にかわって地下水の調査をすると書いてあるのです。地下水の調査地 点があるのですが、この評価をどうやってやるのかが明記されていないので、これは水質汚 濁防止法の地下水環境基準項目とあわせて当然やられるだろうと思いますけれども、その辺 を念のため教えていただければと思います。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

念のためにそういうことを周知させたいという話ですが、事務局のほうから何か補足説明 はありますか。

上田アセスメント担当課長 ただいまの2件ですけれども、これから評価書案の作成にこれに基づいて入りますので、その辺は抜けることのないようにきちんと伝えたいと思っております。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。 どうぞ。

羽染委員 本日の資料の11ページの真ん中辺にある「第3 その他」の下から3行目に「事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること」という記述があるのですけれども、私もほかの部会で余り詳しく見ていなかったのでお尋ねするのですが、チェックの後に具体的に懸念される項目があったのかということと、あるいは項目の拡大なのか、それとも既存資料でチェックしているので、現地調査が必要ではないかという懸念があるのか、その辺が分かったら教えていただきたいと思います。

小島審議会会長 これは事務局に説明いただいたほうがいいですか。

上田アセスメント担当課長 これはまだ評価書案になる前の調査計画書の段階ですので、今時点で、ここの場合は既に同じような清掃工場が建っていますから、予想しやすいのですけれども、全く何もないようなところに新たな事業というと、調査計画書の段階で見通しがつかないような、予測できないようなことが出てくる可能性もございますので、そういったときに意見として指摘していないことをやってもらうようなことになったときにということで、ここに1行、2行謳っているものでございます。

羽染委員 分かりました。では、具体的に事務局としてこういう項目が懸念されるけれど もというのはないけれども、事業者が今後、検討が進むに当たって必要が生じた場合はそれ

をちゃんとやってくださいねという意味ですね。了解しました。

上田アセスメント担当課長 そういうことでございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

片谷第一部会長 部会長から若干補足で説明させていただきます。

この案件に関しましては、既存施設もありますし、しかも、スペックが既存施設とほとんど変わらない。煙突が若干低くなるぐらいの違いの施設が建つ計画になっておりますから、余り新たな予測評価項目の追加の必要が生じるという可能性はないだろうとは思われますけれども、でも、この計画書に対する答申の中では、なるべくこういうことは書いておいて、もし何か生じた場合には、事務局からの指導の中で項目の追加等の対応をしてもらいやすくするという意味が一番大きいと私は理解しております。

小島審議会会長 ありがとうございました。

ほかにありましたらどうぞ。

中杉委員 廃棄物のところは中心が量の話になっているのですけれども、焼却施設の解体ですから、当然、煙突などの解体等ということをいえば、その質が問題になってくる。いわゆるダイオキシンの汚染がどうであるかというところもちゃんと記載をしていただく。どうするかということを記載していただく必要があるのではないか。単に量はどうで、それをどうしたというだけでは不十分ではないのかなと思いますので、そこもそのようなことを事業者に伝えていただければと思います。

上田アセスメント担当課長では、そのようにさせていただきます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、今の報告をもちまして本審議会の答申としたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

では、そうさせていただきます。

それでは、答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

小島審議会会長 それでは、朗読をよろしくお願いします。

上田アセスメント担当課長 それでは、朗読いたします。

25東環審第13号

平成25年6月27日

#### 東京都知事

猪瀬直樹殿

# 東京都環境影響評価審議会

会 長 小島 圭二

「光が丘清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成25年4月23日付25環都環第51号(諮問第406号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げたとおりでございます。

以上です。

小島審議会会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することといたします。

これで審議案件を終わりますが、先ほど次の受理関係について中断しておりますので、その続きから説明をよろしくお願いいたします。

小川環境都市づくり課長 では、改めまして、受理関係について御報告させていただきます。

資料4、13ページ、先ほど申しました環境影響評価書3件、事後調査報告書5件でございます。

それぞれ担当から説明させていただきますが、渋谷駅街区開発事業に係る14ページ、15ページの資料につきましては読み上げをさせていただいておりますので、16ページより進めさせていただきます。

佐藤アセスメント担当課長 それでは、「一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う京成本線 荒川橋梁及び綾瀬川橋梁架替工事」の評価書案審査意見書と環境影響評価書が今回提出され ましたので、これについて御説明いたします。

16ページをご覧ください。

項目としまして、騒音・振動、生物・生態系、日影、景観と18ページに廃棄物が入ってございます。

騒音・振動から御説明いたします。

意見としまして、まず1つ目、工事が長期または夜間に及ぶことから、地域住民に工事内容を十分説明し、適切な環境保全措置を講じた上で工事を実施することという御意見になってございます。

今回の荒川の評価書ですが、ベージュ色の冊子になっていますので、ご覧ください。

127ページ、環境保全のための措置、工事の施行中の黒ポツの5つ目をご覧いただきたいのですが、夜間工事の実施に当たっては、事前に周辺住民へ周知を行うほか、環境保全のための措置を徹底し、周辺環境への影響が少なくなるように配慮するという形で対応してございます。

2点目、仮線及び供用後の鉄道騒音について、中高層住宅が近接するTz-2地点で高さの方向の予測値が現況値を上回っているということで、環境保全の措置を徹底することという御意見があります。

同じ評価書の127ページのところで、今度は工事の施行中のポツの2つ目になりますけれど も、その「また」以降のところで、高さ方向の鉄道騒音の悪化が見込まれる箇所においては、 適切な保全措置の実施を検討するという形になってございます。

騒音・振動の3点目、供用後の鉄道振動について、全地点の予測値が現況値を上回るとしていることから、一層の低減に努めること。また、類似事例の事後調査がありますが、本編の予測とのかかわりを分かりやすく説明することという指摘になってございます。

前半部分の改善措置につきましては、同じく評価書の127ページ、(2)工事の完了後の3つ目の黒ポツでありますが、道床の整備等、保守作業を十分に実施する。これによりまして振動を抑えるという形になってございます。

類似事例についてですけれども、資料の78~79ページに類似事例を用いました予測結果がございますが、これについての説明を126ページの表の下に追加してございます。

続きまして、騒音・振動の4つ目、建設機械の稼働及び仮線・供用後の鉄道走行による騒音・振動については、予測・評価結果や環境保全措置の効果を確認するため、適切に事後調査を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を実施することとなってございます。

これにつきましての対応ですが、評価書の127ページに条例に基づく事後調査を実施し、予測・評価結果について検証するということを記載してございます。

続きまして、生物・生態系についてです。

1点目、橋脚や桟橋の設置などにより、水中、水底の改変を行うこととしていることから、その改変の範囲と内容を明らかにする。さらに、水生生物への影響について具体的に説明す

ることという御意見でございます。

まず、改変の範囲についてですけれども、評価書の184ページ、予測地域ア、生物の部分に 改変される範囲についてですが、工事の施行中に改変される面積は施工ヤード等が設置され る工事範囲の面積、工事の完了後に改変される面積は事業区域の面積としてございます。

改変の内容と影響についてですけれども、評価書の191ページ、変化の内容についてですが、新設される橋脚、仮設通路工による桟橋の設置によりまして、水中及び水底の改変が行われますが、橋脚の大きさは現況を大きく上回るものではない。また、設置箇所数は減少する。さらに桟橋につきましても仮設杭等を用いてやりますので、工事による荒川及び綾瀬川の流路の分断あるいは流況の変化は生じないという形になってございます。

続きまして、生物・生態系の2つ目、河川区域内の連続のある緑について、工事施行による 影響は小さいと予測していることから、予測の範囲、程度を説明しなさいという指摘でござ います。

改変の範囲ですが、生物・生態系の1番と同様に184ページに追加して記載してあります。

影響についてですけれども、評価書の197ページ、緑の連続性の第2パラグラフになりますが、河川区間内の緑の連続性について、本計画においては、高水敷の範囲に橋梁が設置されるが、その橋台は堤防及び河川内に設置されることから、高水敷の改変は生じない。また、橋梁の上流側に桟橋が設置されますが、先ほども御説明しましたが、仮設杭を打設して設置するものであることから、高水敷には影響を及ぼさないという形になってございます。

続きまして、日影です。

日影の影響につきまして、5時間の日影線のみ記載されているということで、ほかの時間帯についても明らかにすることという指摘でございます。

評価書の223ページの図をご覧いただきたいのですが、新たに1時間、2時間、3時間、紫、緑、オレンジ色の線、上の地図上ですとなかなか見にくいのですけれども、新たに3つの時間帯の予測を入れてございます。

225ページについても同様です。

続きまして、景観になります。

事業区間終点付近の盛土構造部分について、擁壁構造に改良する計画としていることから、 その眺望の変化を予測・評価することという御意見です。

これにつきましては、評価書の247ページ、今回、終点側において一部擁壁構造となる部分ですけれども、軌道の高さは現況とほぼ同じとなる。また、架橋区間と同じく周辺の建築物

を大きく上回ることはない。さらに擁壁を確認できる箇所は道路の一部に限られている。荒川~綾瀬川区間において、既に橋梁が設置されており、現況の景観の特性に変化を与えることは少ないと評価してございます。

18ページ、景観の2つ目です。

新たな鉄道施設は、形状等について周辺環境に溶け込むよう環境保全措置を実施するため、 違和感は少ないとしていることから、具体的な措置と効果について説明をすることという御 意見でございます。

こちらについての対応が評価書の253ページになります。

環境保全のための措置のところで、まず、現況の景観について説明を追加しておりまして、 事業区間周辺の景観要素は、住宅、工場の多い下町の都市景観と、広がりのある荒川とその 周辺の緑に特徴づけられる荒川の河川景観。これが現況の景観であります。これらについて 対策としまして、これらの都市景観及び河川景観といった地域の景観特性を損なわないよう に配慮いたしますというのが評価書の記載になってございます。

最後、廃棄物についてです。

廃棄物につきまして、現在、評価書案の中で「建設リサイクル推進計画2008」の数値を用いているところですけれども、「東京都建設リサイクル推進計画」の数値に変えなさいという御指摘でございます。

こちらにつきましては、評価書の259ページの真ん中に表8.7.1-2、再資源化等の目標値を「建設リサイクル推進計画2008」から「東京都建設リサイクル推進計画」の数値に変えてございます。

本文中ですけれども、263ページにこの数値の記載がありますが、環境保全のための措置の 黒ポツの2つ目になりますけれども、ここの数値を「東京都建設リサイクル推進計画」の目標 値に変更してございます。

具体的には、建設発生木材の再資源化・縮減率が96%から99%。建設泥土の再資源化・縮減率が86%から95%。建設発生土の利用率が92%から99%に変わってございます。

以上でございます。

続きまして、「白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業」の審査意見書と評価書について御説明させていただきます。

まず、項目としまして、大気汚染になりますが、1つ目としまして、建設機械の稼働に伴う 二酸化窒素の予測は、基準値を超えていることから、大気質への影響の一層の低減に努める ことという御意見になってございます。

こちらにつきまして、白金はオレンジ色の評価書になりますが、こちらの86ページ、環境保全のための措置、予測に反映しなかった措置としまして、大気質の影響の一層の低減のために、環境保全のための措置に次の事項を追加してございます。

予測に反映しなかった措置の黒ポツの6つ目からが追加になりますが、建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる。建設機械は、定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。工事現場内を定期的にパトロールする中で、建設機械の稼働に伴う影響を低減するよう環境保全のための措置の実施状況を確認・指導するという形になってございます。

続きまして、大気汚染の2点目になります。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子 状物質の予測において「道路環境影響評価の技術手法」による予測手法を用いているが、これを選定した理由について、特徴を示すなどして明らかにすることとなってございます。

これにつきましては、評価書の64ページの部分に選定理由が記載されております。

64ページ、(イ)予測式の4行目から9行目に「道路環境影響評価の技術手法」を用いた理由が追加されてございます。

続きまして、大気質の3つ目、大気質の予測に当たっては、気象条件として、東京管区気象台における風向・風速の観測結果を用いているが、その理由について、また相関について記述することという御意見になってございます。

これにつきましては、お隣の65ページをご覧いただきたいのですが、「c. 気象条件」の部分に理由等を御説明しております。また、今回、計画地内の気象調査、同時期の東京管区気象台の風向・風速観測結果の相関ですが、ベクトル相関で0.863ということで、相関が認められてございます。

続きまして、騒音・振動の1つ目になりますが、建設機械の稼働に当たっては、計画地に隣接して保育園や住宅、公園があることから、事前に工事工程、建設機械の配置について詳細に検討し、建設作業における騒音・振動の低減に努めることという御意見でございます。

評価書の131ページに具体的な措置がございますが、騒音・振動を低減させるための環境保全のための措置としまして、新たに予測に反映させなかった措置のところにポツの4つ目から追加してございます。

後段部分ですが、特に住宅や公園に近接した作業については作業時間の短縮に配慮する。 建設機械の配置に当たっては、周辺近隣に配慮するとともに、その稼働に当たっては、不 必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる。

工場現場内を定期的にパトロールする中で、環境保全の措置の実施状況を確認・指導するという部分を追加してございます。

本日の資料の20ページ、騒音・振動の2項目めになりますが、工事用車両の走行に伴う道路 交通の騒音・振動について、車両の出入口が東西に位置しており、特に西側につきましては 出入口周辺に住宅地があるということから、環境保全のための措置を徹底して、騒音・振動 の低減に努めることという御意見でございます。

これにつきましても、同じく評価書の131ページに工事用車両に関する環境保全のための措置、ここの部分に具体的な方法を追加してございます。

ポツの9個目からが追加事項になっておりますが、工事用車両が一時的に集中しないよう、 工事工程の平準化に努める。

また、近隣住民がいるということで、2つ下のポツになりますが、工事用車両の出入口には 交通整理員を配置して、通行人の安全確保を図るということを対応として挙げてございます。 続きまして、土壌汚染についてです。

現在では工場では有害物質の取り扱いがないという形になっておりますけれども、今後、 法律が改正されて対象物質がふえる、または事業内容が変わることがありますので、それに ついての対応をしっかりとることという御意見がございます。

こちらにつきましては、評価書の147ページに対応がございます。

147ページ、「(2)工事の完了後」が丸々新しく追加された部分になっておりまして、1つ目のポツが有害性の低い原材料への転換を記載しております。

2つ目のポツ、工場の床面はコンクリートやタイル等浸透防止材料を用い、液体の地下への 浸透を防止できる構造とする。これは地下浸透への防止という形で意見に対する対応が記載 されてございます。

続きまして、地盤、水循環共通の事項についてですが、本事業では、地下構造部分の全周 囲に山留壁を設置することから、地盤及び地下水位の観測を適切な地点で定期的に行って、 地盤沈下、地下水位の変動に努めることということでございます。

こちらにつきましては、評価書の165ページに記載がございます。予測に反映しなかった措置のところに地盤沈下、地下水位変動防止のための監視としまして新たな事項を追加してございます。3行目になりますが、地盤の観測地点について、本事業による改変が及ばない計画地周囲の複数の地点を選定する。また、地下水位の観測につきましては、敷地内の複数の地

点を選定しまして、現地調査で確認されました不圧地下水と被圧地下水の2層を監視対象とするという形になってございます。

水循環につきまして、可能な限り透水性舗装等を設置するほか、流出抑制対策としまして 雨水貯水槽を設けることとしていることから、具体的な方法について記述しなさいという御 意見でございます。

こちらにつきましては、評価書の174ページに新たに設置します雨水貯水槽につきまして、表8.5-8とその下の部分に説明が追加されてございます。対策が必要な雨水流出抑制対策量ですけれども、表8.5-7に示すとおり、667㎡になってございます。浸透性舗装などを利用することによりまして、80㎡が処理されまして、残りの587㎡が雨水貯水槽により処理される量になってございます。雨水貯水槽につきましては、設置に当たって、本敷地は東西に長いことがありますので、複数箇所に設置しまして、効率よく雨水を貯水できるよう配置するという形で考えてございます。

続きまして、風環境ですけれども、21ページをご覧ください。

風洞実験の予測では、防風植栽等により風環境が対策前より改善されるとしているが、計画地内には公園が設置され、また、歩行者の動線が整備されるということで、より一層の防風対策を実施すること。また、事後調査において対策が必要な場合には、必要な対策を講じることとなってございます。

こちらについての対策が評価書の217ページにございます。

217ページ、予測に反映しなかった措置のところに新たな事項としまして追加されてございますが、防風植栽については、十分に生長した樹木を用いる。また、風が強くなると予想される地点に留意し、事後調査を実施する。これらの事項が追加されてございます。

景観につきまして、計画地外周部には中高木による緑化を行うことにより、圧迫感の低減に努めるとしていることから、中高木の植栽計画を立体的に示し、圧迫感低減効果について、分かりやすく記述すること。また、河川、道路に沿ったオープンスペースにおける連続した緑化計画についても明らかにするといってございます。

こちらについては、240ページをご覧いただきたいのですけれども、評価書案のときには平面図しか入っていなかったのですが、今回、こちらに図8.9-3ということで、立体のイメージ図を入れてございます。古川沿いに緑が植えられている。また、屋上緑化も一部見られるという図になってございます。

廃棄物についてですが、建設発生土及び建設汚泥の発生量の予測について、根拠を明確に

することという御指摘ですが、資料の133ページに予測の根拠を追加してございます。

以上になります。

小島審議会会長 続いて、事後調査を続けて御説明していただきます。

よろしくお願いします。

上田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の22ページをご覧いただきたいと思います。

日の出町にある「二ツ塚廃棄物広域処分場建設事業」でございます。

答申をいただいたのが平成7年5月、受理日が平成25年5月14日になってございます。

西多摩郡日の出町の大久野地内にある59.1haで、平成9年から平成39年までの工事期間となってございます。

今回は、工事の施行中その9というもので、平成22年から23年度のものでございます。

調査項目はそこにあるとおり、水質汚濁ほかでございます。

1つ目、水質汚濁でございますが、河川水質及び河川低質の調査結果は、埋立開始前とほぼ同様ということで、大きな変化はなかった。ただ、河川水質の健康項目は環境基準値を下回っておりますけれども、生活環境項目で大腸菌群数が高い数値を示した。これは森林土壌中の微生物に由来するものと考えられるというものでございます。

地下水質の調査結果でございますが、モニタリング井戸、玉の内川沿いの民家井戸とも埋立開始前とほぼ同様で、影響は生じていない。

地下水の水質汚濁に係る環境基準値の定められた項目についてもその基準値を下回っております。

2つ目、地形・地質ですが、目視で確認できるような斜面のすべり、天端部の沈下等は発生しておらず、貯留堤は安定した状態であるということでございます。

3つ目として、水循環でございますが、河川の流量及び流速の変化の程度については、おおむね予測結果のとおりとなってございます。

地下水の水位の変化の程度については、一部のモニタリング井戸において地下水位の低下が見られたということでございますが、これは一時的な地下水位の低下の要因として、降水量の減少や東日本大震災による影響などが考えられるとしてございます。

処分場直下のモニタリング井戸、玉の内川沿いの民家井戸の2地点については地下水位の低下は見られていないということでございます。

住民からの苦情についてはないという報告を受けてございます。

続きまして、お隣、23ページ、「一般国道16号横浜町田立体建設事業」でございます。 答申をいただいたのが、平成13年3月、受理日が平成25年6月14日となってございます。

横浜市緑区から町田市鶴間までの約1.8kmに4車線道路、高架を建設するものでございまして、供用予定が28年度となってございます。

今回の報告は、工事の施行中その8ということで、平成24年度分になってございます。 調査項目は、騒音と振動となってございます。

1つ目として騒音ですが、事後調査結果でございますが、66dB~77dBとなってございまして、 予測値を上回りましたが、環境確保条例の勧告基準値は下回ってございます。上回った理由 については、暗騒音が高かったということであると理由が書かれております。

2つ目、振動でございますが、事後調査結果は、50dB~58dBでございまして、予測値及び環境確保条例の勧告基準をともに下回ってございます。下回った要因は、建設機械から調査地点までの距離が予測時よりも遠かったこと。振動抑制のために環境保全措置として建機の稼働が集中しないように工程全体を見直したというものでございます。

ここについての苦情はございません。

続きまして、24ページ、「西友府中店建築事業」でございます。

答申をいただいたのが平成18年9月、受理日が平成25年6月17日でございます。

これはスーパーマーケットの建築で、「自動車駐車場の設置」という事業の種類になって ございます。

昨年11月28日の総会で変更届を受理していただきましたけれども、工期の間に工事を届け出なく中断したり、再開したりして、最終的には工期が届け出なく延びてしまったことが後から分かったというものでございまして、総会にも報告いたしまして、事業者と担当したコンサルを厳しく注意したというものでございます。

今回は工事の施行中ということで、昨年11月に工事が終わった時点までのものということでございます。

調査項目と調査事項でございますが、大気汚染、騒音・振動など、そこに出ているもので ございます。

1つ目として、大気汚染ですけれども、建設機械の稼働に伴う大気質、NO<sub>2</sub>とSPMの事後調査 結果は、予測値を下回っております。

工事用車両の走行に伴う大気質、これも $NO_2$ とSPMでございますが、予測値を下回っております。

2つ目として、騒音・振動ですが、建設機械の稼働に伴う騒音・振動ですが、騒音の事後調査結果は、予測値と同程度か上回った。環境確保条例の勧告基準と同程度か下回っているということでございます。

事後調査結果が予測値を上回った理由は、建設機械の稼働位置が予測時よりも調査地点に近かったことなどが挙げられております。

振動の事後調査結果でございますが、これは予測値と同程度か下回った。また、環境確保 条例の勧告基準を下回ってございます。

25ページに移りまして、(2)工事用車両の走行に伴う騒音、振動でございますが、騒音の事後調査結果は、予測値とほぼ同程度でございました。また、環境基準を上回った部分がございますが、予測時における将来基礎交通量において既に環境基準を上回っておりまして、工事用車両による騒音の増加レベルは1dBということでございます。

振動の事後調査結果は、予測結果とほぼ同程度ということでございますが、環境確保条例 の規制基準を下回っております。

続きまして、土壌汚染でございますが、建設工事に伴う汚染物質の土壌中の濃度、汚染土壌の量などでございますが、ここはもともとこのマーケットが建つ前に土壌汚染があったところでございまして、昭和30年代に多摩川の砂利の採取をした大きな穴があいていたということで、その跡に大量のごみが不法投棄されていたというもので、土壌がもともとこのマーケットが建つ前から汚染されていたというような状況でございます。汚染拡散防止措置として、環境確保条例第117条に基づく拡散防止計画書に従い、以下のとおり、原位置封じ込め措置を基本に、原位置浄化措置や掘削除去を実施したということで、そこに原位置封じ込め措置、原位置浄化措置(第二溶出量基準値超過地点)について実施した。掘削除去も行っているというものでございます。

続きまして、4番目、水質汚濁でございますが、汚染された土壌による地下水の水質への影響の程度でございますが、敷地境界4カ所で実施した地下水水質のモニタリングの調査結果は、全地点で環境基準値を満足していたということでございます。

続きまして、廃棄物でございます。

建設廃棄物の発生量はそこにあるとおりでございます。

お手元にございます事後調査報告書の西友府中店建築事業の79ページを見ていただきたい と思いますが、ここに本日の資料に示した表のほかに、建設廃棄物の排出量ということでコ メントが載ってございますが、建築工事に当たり、極力、建設廃棄物が発生しないような施 工計画を実施した。さらに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づいて分別収集を行い、減量に努めるとともに、可能な限り再利用または再資源化を図った。また、再資源化が困難な廃棄物については、産業廃棄物処理業者に委託し、適正な処理を行ったという記述がそこにございます。

続きまして、26ページ、(2)として、建設発生土の排出量でございますが、そこに予測結果と事後調査結果が並んでおりますが、予測結果としては、排出土量が17,672㎡、事後調査結果として排出土量は1万9,159㎡ということになってございます。

事後調査報告書の80ページをご覧いただきたいと思いますが、そこに2つ表があって、上の表の上のほうのコメントですが、建設発生土は、ほとんどを計画地内の造成工事に使用し、極力、場外への搬出量を低減し、場内使用のリサイクル率は89.3%であった。残り10.7%の建設発生土も、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認した上で、場外へ搬出したとコメントが載ってございます。

本件の建築事業に関する苦情はございませんでした。

佐藤アセスメント担当課長 続きまして、資料の27ページになりますが、「西東京都市計画道路3・2・6号調布保谷線(西東京市東伏見~北町間)建設事業」についてです。

答申が平成10年10月30日、報告書の受理が平成25年6月14日になってございます。

本事業ですけれども、工事期間が平成15年から平成26年度の予定になってございます。

今回は、工事の施行中その10ということで、平成24年度の調査結果になってございます。 調査項目としまして、騒音と振動になってございます。

騒音ですが、事後調査結果が63~79dBということで、一部の工種を除き、予測値を下回ってございます。

予測値を超えました工種になりますが、街路構築及び電線共同溝設置工事、こちらが事後 調査結果で74dBということで、予測値(70dB)を上回ってございます。

上回った理由ですが、稼働した建設機械の規模が予測よりも大きかったということで、これはバックホウの規格なのですが、予測では0.6㎡だったのですが、実際に工事で使ったのが0.8㎡ということで、規模が大きくなっている。また、作業時に残土の積み込みが同時に行われた。それでこの騒音が重なったことによって大きくなっているという理由になってございます。

振動についてですが、事後調査結果では43~58dB。予測値及び環境確保条例の勧告基準 (70dB)を下回ってございました。 今回、予測値を下回った理由なのですけれども、建設機械の稼働位置が敷地境界から離れたということです。予測では、敷地境界と機械の設置位置は大体5mで予測していたのですが、実際に事後調査結果では10mということで距離が遠くなってございます。

続きまして、28ページ、「三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線、武蔵野都市計画道路3・3・6号調布保谷線(三鷹市野崎~武蔵野市関前間)建設事業」です。

前の事業のちょっと挟んで、下の部分の道路になってございます。

こちらの工事期間ですが、平成17年度から平成26年度。

今回は、工事の施行中その7ということで、平成24年度の調査結果になってございます。 調査項目が騒音と振動です。

騒音についてですが、事後調査結果では、74~78dB。予測値とほぼ同程度または下回っていたということでございます。いずれも環境確保条例、80dBを下回ってございます。下回った理由ですけれども、これは予測をしたのが平成10年ごろですけれども、そのころと比べまして、現在の機械はエンジンの音が小さくなる等の低騒音型になっているということで、それによって予測を下回ったと考えてございます。

振動についてですが、事後調査結果、57~65dBということで、一部の工種を除き、予測値を下回った。予測値を超えた工種になりますが、下にありますとおり、1つ目が土木工事の舗装版の取り壊しが予測で56dBだったものが、事後調査結果では59dB。また、土木工事の掘削が予測が60dBだったものが、事後調査結果では65dB。舗装工の転圧が53dBだったものが、事後調査結果では57dBとなってございます。上回った理由でございますけれども、まず、土木工事の舗装版の取り壊しにつきまして、コンクリートをはがす作業が新たに加わったということで、その振動が加わった。また、土木の掘削と舗装工につきましては、事後調査結果の観測地点が予測よりも近くなったということが考えられます。予測では一応、5mの距離をとっていたのですが、実際には大体2mの距離しかなかったということで、振動が大きくなったということでございます。

苦情の有無についてはございませんでした。

以上です。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

最初に環境影響評価書3件、事後調査報告書5件の説明をいただきました。どこでも結構ですが、何かお気づきの点、御意見があればどうぞ。

小堀委員 日の出町の件なのですけれども、私はまだ審査委員をしていない土地なので状

況が分からないのですが、事後調査報告書の22ページの水質汚濁、地形・地質、水循環と書いてある1番の水質汚濁のところですが、大腸菌群数が高い値を示した。これは環境省の生活環境項目が入っていますが、その理由が森林土壌中の微生物に由来するものと考えられる。これはこれだけのものでこういう結論にするのはいかがなものかなと思っています。ここで多分あれしている大腸菌群数というのは、通常、大腸菌自身は人間の腸管、鳥類や哺乳類の糞便性の大腸菌群で、この川は青梅で、青梅は荒川に流れる、多摩川に流れるものがありますが、この川はどちらに流れているのですか。どっちの水系の川ですか。

上田アセスメント担当課長 多摩川です。

小堀委員 生活基準の中でも大腸菌群数は基準を超えているところが多くて、特に支流が多いのです。その多くの原因は、やはり人間の生活によるものが多い。特に家畜やら鳥やらを飼っているところがあるとそういうものが非常に多くて、ここは糞便性の大腸菌群をはからずに、これを森林性のほかの汚水菌と普通言われているようなもので森林からというのは解釈として好ましくないのではないか。ですから、大腸菌群の中には糞便性の大腸菌、いわゆる汚水菌と言われるもの。確かに森林のものもあるのですが、その3つの、特に糞便性の大腸菌をはからずして、森林の由来というのは、多摩川の支流の状況を考えるとこういう結論を出す根拠があるのかどうか。それを教えていただきたいと思いました。

小島審議会会長 ありがとうございました。

事務局のほうで何か説明はございますか。

上田アセスメント担当課長 なかなか難しいのですけれども、ここに記載したのはちょっと言葉が足りなくて、報告書の17ページには大腸菌群数の数値が高くなっている理由としては、主なものとして、森林の微生物が考えられるということになっておりまして、これということではなくて、そのほかにも理由が考えらえるという記述になっています。きょうの資料のほうが森林土壌中の微生物に限定したような書き方になってしまって申しわけないのですけれども、報告書のほうはそのようになっております。

17ページの下のほうのコメントの説明を見ますと、今、言ったように大腸菌群は、鳥類や哺乳類の腸管に生息する大腸菌だけではなく、いろいろなものが考えられるということが書いてございます。

事業者に細かく確認はしてみますけれども、周辺の住民との間でかなり細かい情報開示を していまして、もともとこの事業にはかなりの反対があってつくった施設でございますので、 周辺の住民との間で細かい情報公開もやっておりますので、懸念されるようなことはないの ではないかと思いますが、それは確認をしてみたいと思います。ただ、自然由来のもの、例 えば動物の糞便だとかというものが多く影響しているのではないかなとは思っております。

小島審議会会長 ありがとうございました。

今の件ですか。どうぞ。

中杉委員 前にも事後調査報告が出て同じ問題が、そのときも大腸菌数が高くてということがあったのですが、実際に自然由来、動物由来のものかどうかを明確に判断するだけの根拠はないだろうというのは御指摘のとおりだと思いますけれども、埋立処分地由来かということを明確には言えない。地下水のあれを見ますと、地下水の水質の関係、全体のほかの項目を見ますと、必ずしも埋立地の浸水由来であるという証拠もないので、いろいろな要素は絡んでいるのだろうという判断で仕方がないのかなとそのときもあれしました。

これは全体を見ていくと、浸水の原水というのは、これは表面に出てくる水ですけれども、 大腸菌数というのは必ずしも後から出てくる地下水位とか表流水の濃度に比べて極端に高い という話でもないところがあります。だから、そういう意味では、浸水が原因であると逆に 言い切れないところがあるので、こういうことも入っているだろうという理解をしています。

小堀委員 従来も水質の汚濁でもしそういうことが明確でないという場合は、糞便性の大腸菌の検査は簡単なのです。これをやるとき、同じプレートを変えてやるというので、それをはかられるとかなり原因が明確になると思いますので、そういうものを今後義務づけるというようなものは私の提案としてさせていただきます。このままだと、原因が特定できないのに、森林由来であると書くのはやはり問題ではないかなと思います。大腸菌群自身が生活環境の基準の項目になっていますので、そういう点からしても、やはりその辺は明確にしておくと、この原因を書くときにもう少し明確な答えを書けるのではないかと思いました。

中杉委員 ここは反対運動が出て、御説明のとおりで、その後、専門家の検討会をやって おられるはずなので、そこでどういう議論が行われているかも少し確かめていただければい いのだろうと思います。当然、今でも続いて検討しておられると聞いております。

小島審議会会長 どうもありがとうございます。

多分、今の論点で、1つは、事後報告書の書き方は事務局で要約されています。だから、ここで今の御指摘を少し入れることによって、事後報告書にこのまま書いてあるわけではないので、その辺は表現の御検討をいただければいいのかなというのが1つです。

もう一つ、今の大腸菌由来が何かというものは、今、事務局でも、中杉委員のほうからあ りましたように、かなりの調査をやっているので、ぜひ確認というかチェックをして、その ようなことが入っていればそういう表現を入れればいいと思いますが、その辺は確認した上で、あと、要約の表現をどうするかということではないかなという、今まで皆さんの意見を聞いていてそのように感じますが、事務局としていかがですか。

上田アセスメント担当課長 御指摘はもちろんそうだと思います。これは焼却灰の埋立事業でまだまだ先の長い事業でございます。今後も事後調査報告書が、そのいくつ、そのいくつと数が続いて出てきますので、その段階で、今、中杉先生と小堀先生から言われたことを踏まえて記載するようにいたしたいと思います。

小島審議会会長 ありがとうございます。

というようなことでよろしゅうございますでしょうか。

では、事務局のほうでその問題を事業者ともいろいろ対応した上でよろしくお願いします。 ほかにございますか。

中杉委員 2点あります。

1点は、西友府中店、これは確認ですが、土壌汚染対策として現地封じ込めが中心になっています。これはその後の土地は土対法のほうで、あるいは条例のほうで形質変更時要届区域ということで指定をしているということを確認してください。多分そうなっているのだろうと思いますけれども、そうでないと、この土壌をまた運び出すという話になって、環境保全上、やはり大きな問題になりますので。多分そうなっていると思いますが、事後調査報告書のほうに書いていただく必要が本当はあるのです。そのようにして管理していますよと言わないと、そのまま残っているではないか。あとはどうするのだという話になりかねないので。

もう一つは、表現が気になったのですが、資料の16ページ、一級河川ですけれども、騒音・振動の2番目の項目のところですが、高さ方向の予測値が現況を上回ることから対応しなさいということで、事業者の回答は、適切な保全措置の実施を検討すると書いてある。これはどういう趣旨なのかがちょっと気になって、検討するけれども、実際は難しいということを言われているのかと思うのですが。

佐藤アセスメント担当課長 そこの部分ですが、現状では難しい、できないということではなく、今の段階で明確にこうやりますというのはちょっと言えないということで、対策はとるのですが、まだ明確になっていないということでこういう表現になっていると聞いております。やらないということではございません。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

そういう経過だそうでございます。

ほかにございますか。 どうぞ。

木村委員 これはこちらで意見をつけたほうの反省すべき問題になるのですけれども、き ょうの資料の19ページ、白金一丁目の大気汚染の項目の3で意見書として、ちょっと長いので 前半を省略します。東京管区気象台における風向・風速との観測、現地観測との関係につい てコメントしたもので、後ろの3行目からの後半で「東京管区気象台の観測結果との相関性の 解析を行うなどし、記述すること」という意見書をつけさせていただいたところ、相関性と いうところに引っ張られて、ベクトル相関の解析をしていただいた。ここで私が念頭に置い たのは、もともとの評価書には、風配図が書いてあって、ただし、東管は年間で、現地観測 はその季節だけ。その辺の対応がよくとれないので、対応するような風配図を書いてくれる のだろうと思ってしまったのですけれども、実際にはベクトル相関だけが書かれていた。こ の文章から見ると、相関性というところでベクトル相関につながっていくというのは当然で、 それも1つの判断材料ですので、それはそれでいいのですけれども、ベクトル相関は風の強い ときに引っ張られますし、大気汚染は弱いときに引っ張られる。一般の人がその数字を見て 判断しにくいです。まだ風配図のほうがいいと思うので、ここは明確に対応する風配置とか、 そう書くべきところだったと。これは改訂された評価書を見て、本当にしまったと。そうい う意味で、私のミスだと思っています。ただ、全体としては、ベクトル相関とかを示してい ただいて、今までのもとよりは情報量がふえていることは確かなのですけれども、次から反 省して、そのことについてより明確に書く必要があるかなと判断した次第です。

小島審議会会長 反省事項が出てきました。これはどうやればいいですか。事後報告書は 我々が報告を聞くための文書になっていますが。

片谷第一部会長 評価書ですから、これが最後なので、とりあえずこれ以上のコメントは。 木村委員 今後コメントを出す上で、今回のことを踏まえて、以後、気をつけます。 佐藤アセスメント担当課長 事務局としましても、以後、気をつけていきたいと思います。 小島審議会会長 ありがとうございました。 どうぞ。

町田委員 事後調査関連ですが、騒音・振動があちこちの案件に出てきておりますが、少し気になったところは、当初の影響評価で予測した地点と事後調査で出てきた調査地点は若干乖離があるという点です。予測地点から遠かったから云々、近かったからどうだという記述が散見されるのですが、予測地点の適切化ということも1つありますけれども、事後調査に

ついては予測した地点でやはり調査してほしい。そのような感じを受けましたので、よろし く御指導のほどお願いしたいと思います。

以上です。

小島審議会会長 ありがとうございました。

その点もよろしくお願いします。

ほかにございますか。

どうぞ。

中杉委員 今の御意見に絡んでですけれども、これは事後調査をして、騒音などの予測の場合には空間的にやります。ですから、事後調査した地点が予測のときにどうだったかという数字もあるはずなのです。それと比較してどうなのだという、実際にやむを得ずに動かすこともあり得るので、そのような書き方をすればもう少しこういうようなわけの分からないといいますか、よく理解できないことが解消するのかなと思います。

小島審議会会長 ありがとうございました。

では、そのようなことの指導も兼ねてよろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、受理関係についてはこれで終わりたいと思います。

全体を通じて何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特にこのほかにないようでございますから、本日の審議会はこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

傍聴人の方はここで退場してください。

ありがとうございました。

(傍聴人退場)

(午前11時58分閉会)